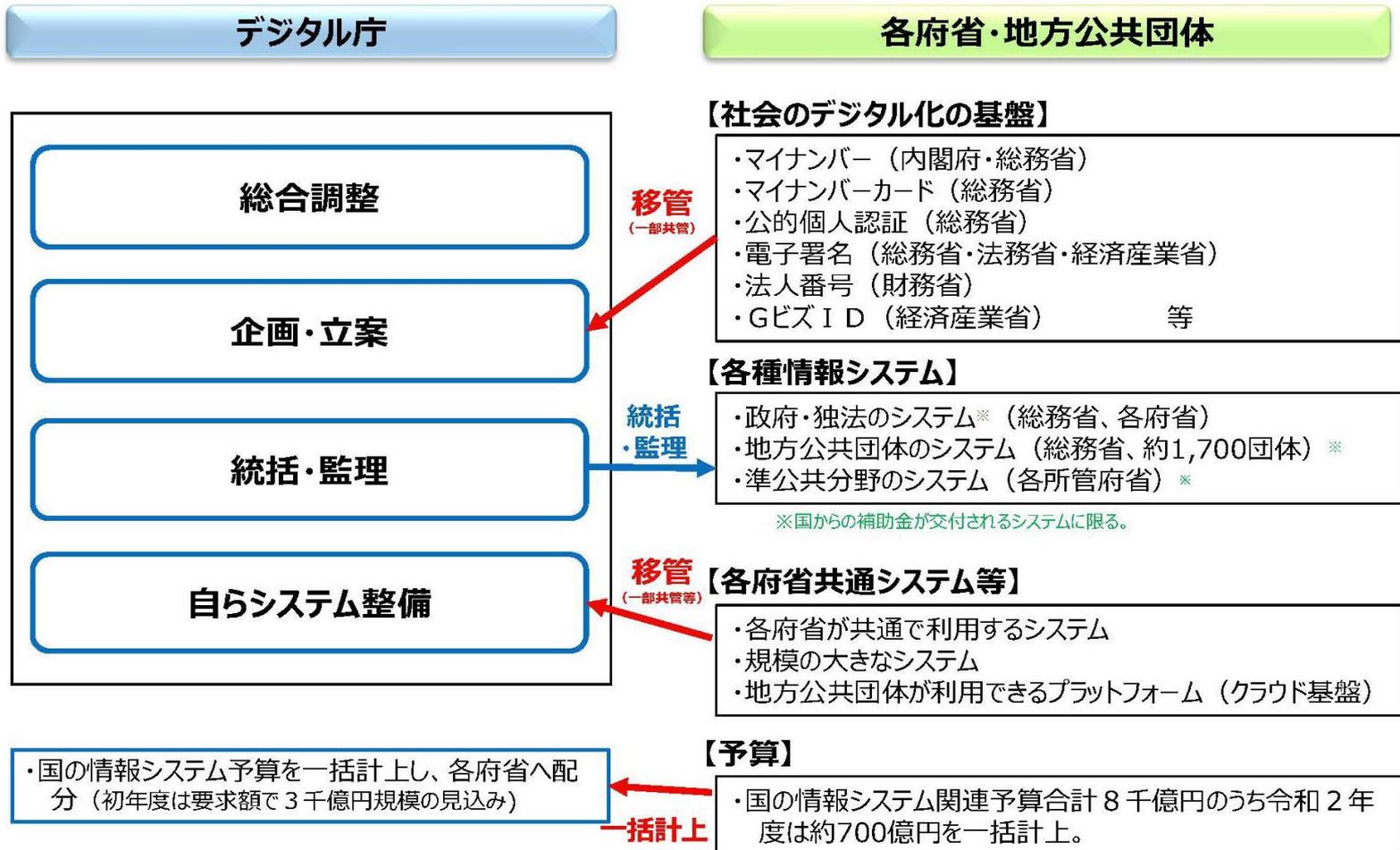


# デジタル法案と個人情報保護条例



# 日本のデジタル化の経過

1999年 住基法改正  
2002年8月 住基ネット稼働

2003年 住基ネット利用拡大  
公的個人認証制度開始

2012年 番号法提案⇒廃案  
2013年 番号法成立

2015年 番号利用拡大法  
(預貯金口座任意付番、特定健診利用、自治体独自利用事務情報連携)  
10月 マイナンバー制度開始

2019年 健康保険法改正  
戸籍法改正

2021年 デジタル改革関連6法案

2000年 IT基本法  
(高度情報通信ネットワーク社会  
形成基本法)

2003年個人情報保護法

2015年改正(「有用性」の強調、  
個人情報保護委員会設置、要配慮  
個人情報・匿名加工情報新設 等)

2020年 改正  
(2022年 施行)

2019年  
デジタル手続き法

# なぜ今、デジタル法案・デジタル庁か？

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月25日閣議決定)

「今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、様々な課題が明らかになった。こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対応や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的である。」(1頁)

「社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが「新たな日常」の原動力となる」

## ●何のためのデジタル化か

「データが価値創造の源泉であり、その流通、利用がデジタル社会の重要な礎であることを踏まえ、デジタル技術の善用により、データを効果的に活用した多様な価値・サービスの創出を可能とする」(6頁)

## ●デジタル社会の形成に向けた取り組み

「多様な主体によるデータの円滑な流通を可能とし、分野を跨またがったデータ連携を進めていくことが重要である。このため、データの標準化、データ連携基盤の整備、APIの整備・公開を図る。」

※API (Application Programming Interface)。あるプログラムの機能を他のプログラムから利用できるようにするための規約(接続仕様等)。

(i)行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度について、国民にとっての使い勝手の向上及び同制度の活用

(ii)国や地方公共団体が保有する有用な情報のオープンデータとしての整備・公表

(iii)デジタル社会における基幹的なデータベースとして多様な主体が参照できるベース・レジストリの整備

# 漸進主義ではなく「ショック・ドクトリン」でデジタル化を進める

## 社会・価値観の変容を受けた戦略策定の視点

### Society5.0時代のデジタル化

国民生活の利便の向上

誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会

効率化の追求

安全・安心の追求

データの資源化と最大活用

人にやさしいデジタル化

### コロナ対策で見えてきた萌芽と課題

#### 社会の仕組みの変化

- ・ 「繋がる社会」：リアル・サイバー融合による多様な新産業
- ・ 「新たな競争・共創」を発生させる

デジタル化・オンライン化

データの積極活用

WorkとLifeの近接化

グローバル経済の再構築

#### ライフスタイルの変化

- ・ 「広がる生活」：生き方の選択肢の広がり
- ・ 「新たな格差」を発生させる

#### ITの変化

- ・ デジタルインフラの概念が変わる
- ・ デジタルミニマムを支える新しいシステムが生まれる

### <コロナ後のニュー・ノーマルの視点>

#### 対面・高密度から「開かれた疎」へ、一極集中から分散へ

- ・ リモート対応の常態化・高度化
- ・ 対面とリモートの最適な組み合わせ (ハイブリッド化)
- ・ 時間や場所にとらわれない新しい働き方
- ・ 地域の再興、地域からの発信
- ・ 新しいエンタメ

#### 迅速に危機対応できるしなやかな社会へ

- ・ オープンイノベーション
- ・ 迅速な支援措置
- ・ 労働力のリバランシング
- ・ 課題ドリブンのビジネスモデル
- ・ 日常からデジタル化

### 移行四原則

①テールリスク※を重視する

②世界をリードする

③誰も取り残されない

④漸進主義ではなく、ショックセラピー型で抜本的に移行する

※頻繁には起こらないが、起こった場合に大きな被害が出るリスク(パンデミック、大災害等)

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」  
(令和2年7月17日変更閣議決定)

概要(「IT新戦略の概要～デジタル強靱化社会の実現に向けて～」)に赤字加筆

④漸進主義ではなく、ショックセラピー型で抜本的に移行する

rf.個人情報保護条例を「リセット」し、国基準で改めて規定(平井デジタル担当大臣3/19衆院内閣委答弁)

# デジタル法の検討・推進体制

## デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

資料1-1

### 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

※ 設置根拠：IT基本法 第25条

本部長：内閣総理大臣

副本部長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

### 官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条

議長：内閣総理大臣

副議長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

議員：議長・副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

### 合同会議

### デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部長決定

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、デジタル改革担当大臣

構成員：議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監

### 新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定

会長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

委員：有識者(13名)

※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

### 官民データ活用推進基本計画 実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議  
長決定

会長：村井純 慶應義塾大学教授  
委員：有識者(21名)、行政機関職員



### マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

主査：内閣官房副長官補(内政担当)  
構成員：有識者6名、行政機関職員

### デジタル改革 関連法案WG

座長：村井純 慶応大学教授  
構成員：有識者9名、行政機関職員

### データ戦略 タスクフォース

主査：内閣総理大臣補佐官  
構成員：有識者11名、行政機関職員

### 作業部会

座長：内閣官房副長官  
構成員：行政機関職員

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

EBPM推進委員会

道路交通WG

自動運転に係る  
制度整備大綱SWG

オープンデータWG

データ流通・活用WG

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会

5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの  
全国展開に向けた関係府省等連絡会議

### デジタル・ガバメント分科会

座長：森田朗 津田塾大学総合政策学部教授  
※新戦略推進専門調査会委員を兼任

# 法案国会審議経過

## ●2/9デジタル改革関連6法案国会提出(法案説明資料に45カ所の誤り)

- 1) デジタル社会形成基本法案
- 2) デジタル庁設置法案
- 3) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(約60本の法案一括)
- 4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法案
- 5) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法案
- 6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

## ●1～5の5法案の審議 (( )内インターネット中継時間)

3/9衆議院本会議で趣旨説明⇒内閣委員会、3/12(5時間34分)、3/17(5時間15分)

3/18参考人質疑

松尾豊(東大大学院工学系研究科教授)、三宅弘(弁護士・獨協大学教授)

石井夏生利(中央大学国際情報学部教授)、山田健太(専修大学文学部ジャーナリズム学科教授)

3/19(5時間12分)、3/24AM内閣委・総務委連合審査会(3時間11分)、PM(2時間4分)、

3/31(5時間10分)、4/2内閣委採決＝修正案5本、28本の付帯決議、4/6衆議院本会議採決

4/14参議院本会議趣旨説明、4/20内閣委(6時間33分)、4/22内閣委(6時間13分)

4/27AM内閣委・総務委連合審査会(2時間47分)、PM内閣委(3時間11分)

5/6参考人質疑(2時間23分)

宍戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

大久保敏弘(慶應義塾大学経済学部教授)

三木 由希子(情報公開クリアリングハウス理事長)

5/11内閣委(5時間39分)、採決(29本の付帯決議)、5/12参議院本会議採決

## ●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

4/6衆議院本会議で、5法案採決後に趣旨説明

4/15総務委員会質疑(5時間29分)・採決(15本の付帯決議)、4/16本会議採決

5/11総務委員会質疑(3時間45分)・採決(14本の付帯決議)、5/12本会議採決

## デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

### デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用** (基本理念・基本方針)
- ・ デジタル庁の設置 (IT本部は廃止)

⇒デジタル社会を形成するための基本原則 (10原則) の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

### デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化** (個人情報保護法改正等)
- ✓ **押印・書面**手続の見直し (押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正)
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大 (マイナンバー法等改正)
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化 (郵便局事務取扱法改正)
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの**搭載** (公的個人認証法改正)
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知** (住民基本台帳法改正)
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化 (マイナンバー法、J-LIS法改正)

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

### デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能 (勸告権等)** を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属**の組織 (長は**内閣総理大臣**)。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

### 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

### 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

### 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の**基幹系情報システム**について、**国が基準**を策定し、**当該基準に適合したシステムの利用**を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

## 趣旨

**デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進**するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、**デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置**することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

### 1. 内閣にデジタル庁を設置

### 2. デジタル庁の所掌事務

#### (1) 内閣補助事務

・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

#### (2) 分担管理事務

- ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用にすること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

### 3. デジタル庁の組織

(1) **デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。**

(2) **内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。**

(3) **副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。**

(4) **全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。**

### 4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

# デジタル社会形成基本法案

9

## デジタル社会形成基本法案の概要

&lt;予算関連法案&gt;

3

### 趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

### 概要

#### 1. デジタル社会の定義

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

#### 2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

#### 3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

#### 4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

#### 5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

#### 6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

#### 7. 施行期日

令和3年9月1日

# デジタル社会形成基本法案の付帯決議(4/2衆院内閣委) <sup>10</sup>

ニデジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 本法は**国民に義務を負わせるものではない**ことに留意すること。また、事業者に課される努力義務は、事業者に過度な負担を課すことのないよう十分留意すること。
- 2 本法第十条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた**情報の活用により個人の権利利益が害されることのないように**するとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
- 3 本法第二十九条は**地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではない**ことに留意すること。
- 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。
- 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が**国民を監視**するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないようにすること。
- 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず**誰もが不自由なく**行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における**対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮**すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
- 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、**各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げることのないように**すること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、**適切な財源措置**を講ずること。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う**事業者への過度な負担**が生じないよう計画的に作業を推進すること。
- 8 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等の行政機関等(個人情報保護に関する法律第二条に定める行政機関等をいう。以下同じ。)が保有するデジタルデータについては、データの性質を踏まえつつ、その管理を外部に委託した場合を含め、**データを国内に置くなど個人情報保護に関する法律の趣旨にのっとり適切な管理**を行うこと。
- 9 行政機関等が保有する情報のうち国民生活に有用なものについては、積極的にホームページ等で公表するなど国民が容易に活用できるようにするための環境整備について検討すること。

# デジタル社会形成関係法律整備法案

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要 <予算関連法案>

### 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

### 概要

#### 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
  - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
  - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
  - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

#### マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
  - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

#### マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

##### <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
  - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
  - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
  - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

##### <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
  - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
  - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

#### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

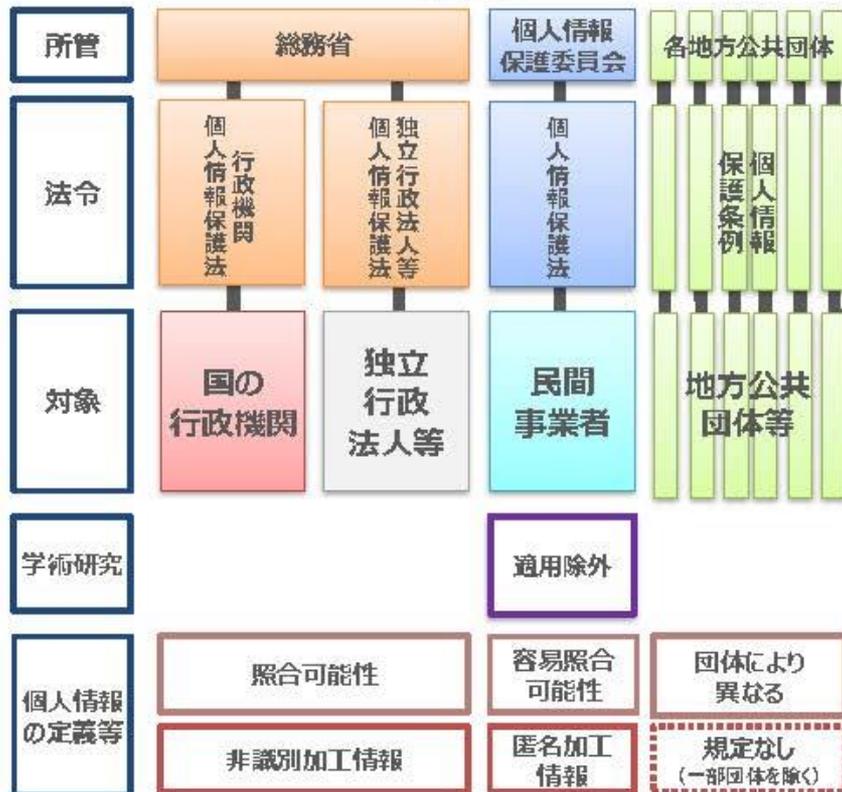
# デジタル社会形成整備法案の付帯決議(個人情報保護以外)

- 9 転職者等について事業者間で**特定個人情報の提供**を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。
- 10 地方公共団体情報システム機構が**署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供**するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。
- 11 地方公共団体情報システム機構において生成した署名利用者符号については、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう、省令等において明記すること。
- 12 **移動端末設備用電子証明書**が記録されている移動端末設備の譲渡又は紛失等によって、電子証明書及び署名利用者符号等が悪用されることのないよう、国は、これらを迅速かつ確実に失効・削除する仕組みを整備するとともに、移動端末設備の買取り等を行う関係事業者に対して電子証明書が失効済であること並びに電子証明書及び署名利用者符号等が復元不可能な形で削除済であることを確認するよう要請するなど、万全の措置を講ずること。
- 13 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑に図られるよう適切な支援を行うこと。また、同機構については、一層の情報公開を推進するなど、透明性の高い運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 14 **契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供**する場合においては、契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保する等、適切な取組を事業者に促すこと。

# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

## 【現行】



## 【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

# 個人情報保護法制見直しの検討経過

	令和元年	令和2年					令和3年						
	12月	1～3月	4～6月	7～9月	10・11月	12月							
<b>タスクフォース</b> ※関係省庁局長級	★ 第1回			★ 第2回 ・中間整理		★ 第3回 ・最終報告	12/23						
<b>有識者検討会</b> 個人情報保護制度の見直しに関する検討会		★ 第1回	★ 第2回	★ 第3回	★ 第4回	★ 第5回	★ 第6回 ・中間整理案	★ 第7回	★ 第8回	★ 第9回	★ 第10回	★ 第11回 ・最終報告案	12/17
		主に国・民間の個人情報保護制度の在り方について検討			主に地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について検討								
その他				↔ 各省協議	↔ パブコメ		↔ 各省協議	↔ パブコメ					2020.12.26～2021.1.15 改正法案提出 2021.2.9
		【「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」13頁に加筆】											

- 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会(事務局:個人情報保護委員会)
  - 第1回(2019.12.2) 個人情報保護法をめぐる状況、自治体の条例の状況、論点とスケジュール案
  - 第2回(2020.1.29) 東京都・神奈川県・山梨県から報告
  - 第3回(2020.5.25) 神戸市・和泉市・五霞町・那賀町から報告、実態調査報告、有識者検討会の意見
    - ※2020.6.24の第146回個人情報保護委員会で「懇談会の実務的論点の整理に向けて」決定
  - 第4回(2020.7.3)「実務的論点の整理に向けて」示す、懇談会の一旦休止の予定が終了へ
- ※資料は <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kondankai/>

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

## 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）**充分性認定**など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

## 概要

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

13

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

### 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

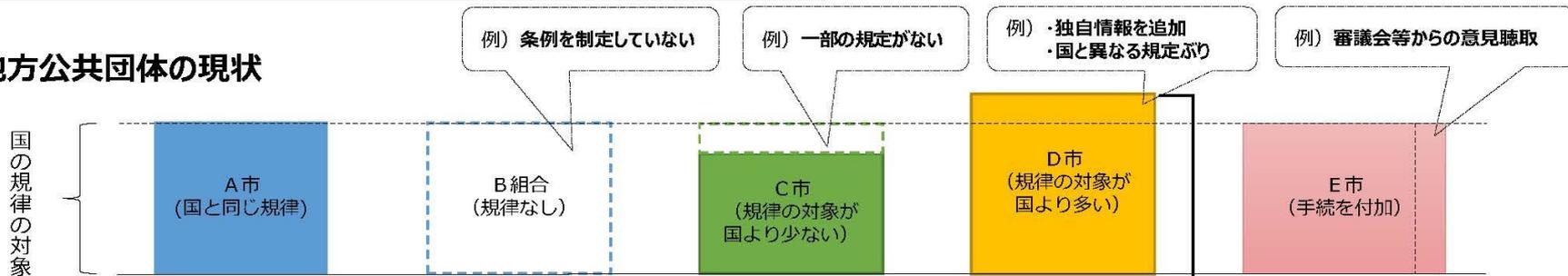
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定  
 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

## <改正の方向性>

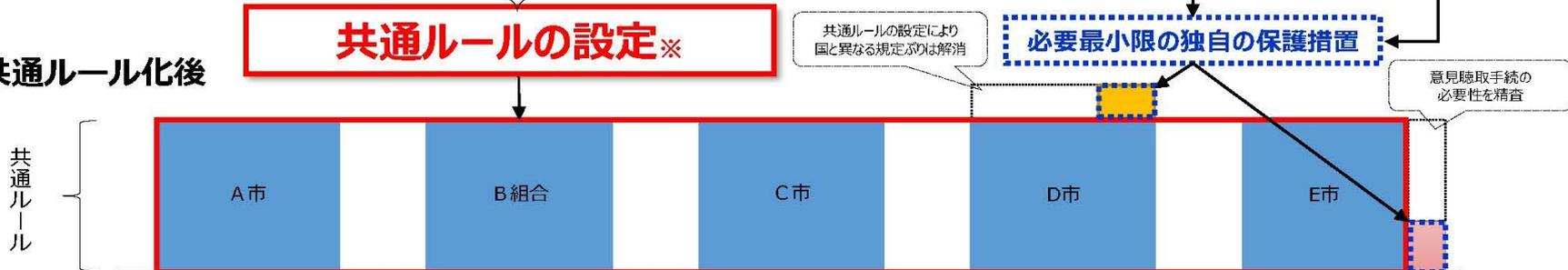
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定  
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

# 自治体個人情報保護条例の(※独自の)規定

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合：%)			
	都道府県		市区町村	
個人情報の処理形態の範囲	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
死者に関する情報(※)	30	(63.8%)	1,001	(57.5%)
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47	(100.0%)	1,659	(95.3%)
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45	(95.7%)	1,642	(94.3%)
利用・提供の規制	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44	(93.6%)	1,631	(93.7%)
維持管理に関する規制	47	(100.0%)	1,740	(99.9%)
自己情報の開示の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の訂正の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の利用停止の請求等	47	(100.0%)	1,688	(97.0%)
外部委託時の規制	47	(100.0%)	1,739	(99.9%)
個人情報を取り扱う職員の責務	47	(100.0%)	1,702	(97.8%)
当該地方公共団体職員に対する罰則	47	(100.0%)	1,309	(75.2%)

(※)地方の独自規定

# 国の保護法制と自治体の保護条例の主な経過

## 国の個人情報保護法制

- 1970～ 省庁統一個人コード検討  
国民総背番号制として反対運動⇒検討中止
- 1980 OECDプライバシー保護勧告(8原則)
- 1982 グリーンカード制導入(所得税法改正)  
⇒与党内にも反対広がり廃止
- 1988. 12 行政機関電算処理個人情報保護法
- 1999. 8 住基法改正(住基ネット導入)←反対の声  
1999. 6自自公で3年後個人情報保護法制合意
- 2002. 8 住基ネット開始  
個人情報保護法制の未整備理由に自治体不参加・離脱
- 2003. 5 個人情報保護法、行政機関/独法保護法
- 2008. 3. 6 住基ネット最高裁判決
- 2013. 5 番号法成立  
→2014. 1 特定個人情報保護委員会設置
- 2015. 9 番号利用拡大法と個人情報保護法改正  
2016. 1 個人情報保護委員会に改組  
※2016. 5 行政機関個人情報保護法改正  
→2017. 5 全面施行(施行後3年毎見直し)
- 2020. 6 個人情報保護法改正  
漏洩報告・通知義務、法定刑引上げ、仮名加工情報等

## 自治体の個人情報保護条例

- 1967 住民基本台帳法(住民情報の統合化)
- 1970～住基オンライン化広がる  
←国民総背番号制につながると反対運動
- 1973 徳島市電子計算組織運営審議会条例
- 1975 国立市電子計算組織の運営に関する条例  
5条からなる宣言的な条例
- 1976世田谷区電子計算組織の運営に関する条例  
個人情報保護の具体的方策が体系的に規定  
各地で条例制定(江東区、目黒区、仙台市…)
- 1978 杉並区で条例制定直接請求運動
- 1980 福岡県春日市個人情報保護条例  
初の電算処理以外の個人情報の保護
- 1985 川崎市個人情報保護条例  
政令市で最初の条例
- 1990. 3 神奈川県個人情報保護条例  
都道府県で最初の条例
- 1990. 12 東京都個人情報保護条例
- 2013～ 番号法に伴う条例改正  
特定個人情報についての規定追加
- 2015～ 個人情報保護法改正による改正  
要配慮個人情報、非識別加工情報など

# 【争点1】オンライン結合制限規定

## 個別論点③：オンライン結合制限

4

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	安全確保措置（行個法6条） ※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。	安全確保措置に係る規定 有り：1,783団体 無し：5団体
	目的外利用・提供の制限（同8条）	目的外利用・提供の制限に係る規定
	-	<b>オンライン結合制限規定</b> 有り：1,669団体 無し：119団体

### （行個法にオンライン結合制限規定が無い理由）

- 個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、**実態に即しないし、合理性を欠く**
- 利用・提供規定の運用を必要に応じ**厳格に実施することが有効**  
(「解説 行政機関等個人情報保護法」総務省行政管理局)

※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知（平成29年）

### （条例のオンライン結合の制限規定の内容）

- オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。
- オンライン結合を可能とする要件として、
  - ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」
  - ・「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止…のために必要な措置が講じられていると認められる場合」（行個法の安全確保措置と同等の内容）を規定している団体がある。
- オンライン結合を可能とする要件として**審議会等の意見聴取手続を規定**している団体がある。

### ■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条（安全確保措置）や8条（目的外利用・提供の制限）と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。）

# 東京都世田谷区電子計算組織の運営に関する条例 (昭和51年7月施行時)<sup>20</sup>

(目的)

第1条 この条例は、東京都世田谷区の電子計算組織(以下「電算機」という。)を適正に運営して事務の近代化を推進するとともに、区民の基本的な人権を守り、福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において電算機とは、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

(処理事務の範囲)

第3条 電算機により処理する事務の範囲は、つぎのとおりとする。

1. 東京都世田谷区組織条例(昭和40年3月東京都世田谷区条例第2号)第1条に規定する本部、室及び部並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局および収入役室の事務。
2. 電算機に記録された情報に基づき他の公共団体等へ提供する諸資料を作成する事務。
3. その他区長が必要と認める事務。

(正確性の確保と秘密の保護)

第4条 区長は、電算機の記録を常に正確かつ客観的なものとして推持し、管理するとともに、電算機の運営にあたっては、区民の基本的な人権を尊重し、区民の個人的秘密を保護しなければならない。

(記録事項等の制限)

第5条 電算機の記録事項には、個人の思想、信条、宗教、人種および特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項を含めてはならない。

2 個人的生活に関する事実については、事務の目的に照らし必要最少限度のものであって、第6条第1項に定める東京都世田谷区電子計算組織運営管理審議会においてその事項を記録することが社会通念上正当であり、かつ、これを記録することによって個人の秘密が侵害されるおそれがないと認めるものに限り、これを記録することができる。

**3 通信回線等を利用する電算機の有機的結合または端末機の利用は、第3条第1号の範囲をこえてはならない。**

4 第3条第2号および第3号の事務については、原則として統計表等の形式によるものとし、個人を対象とする形式の情報(以下「個人情報」という。)は、区民の権利の擁護及び利益の保護を目的とするもののほか処理しないものとする。

(電子計算組織運営管理審議会)

第6条 電算機の公正かつ民主的運営を図るため、区長の附属機関として東京都世田谷区電子計算組織運営管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、つぎの各号に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 電算機の運営に伴う基本的な人権の擁護および個人的秘密の保護に関すること。
- (2) 電算機運営の基本方針に関すること。
- (3) その他電算機運営に係る重要事項に関すること。

3 審議会は、電算機の運営に関する重要事項について、区長に意見を述べるができる。

4 審議会は、つぎに掲げるものにつき区長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 区民 6人
- (2) 区議会議長の推せんする者 6人
- (3) 区の職員 6人

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が任命または委嘱されるまでの間は、その職務を行う。

6 前2項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、東京都世田谷区規則(以下「規則」という。)で定める。

(記録事項の追加、変更等)

第7条 区長は、つぎの各号の1に該当する場合においては、**あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない**。ただし、第3号を除き、区長が審議会に諮問する暇がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 電算機にあらたな個人情報の記録項目を追加しようとするとき。

(2) 電算機に記録されている個人情報に係る個人ごとの記録項目の集団(以下「個人情報記録事項」という。)を**変更又は廃止**しようとするとき。

(3) 電算機に記録されている個人情報の記録項目(以下「個人情報記録項目」という。)及びその内容を**他の公共団体等に提供**しようとするとき。

2 前項ただし書により処置したときは、区長はこれを審議会に報告しなければならない。

(事務処理状況の公開)

第8条 区長は、個人情報記録事項その他の電算機による**主な事務処理状況**について、**適時区民に公表**しなければならない。

2 区長は、電算機に個人情報が記録されている個人(以下「本人」という。)から個人情報記録項目の内容について**開示の申出**があったときは、その者の記録項目の内容を文書で本人に通知しなければならない。

(記録項目変更等)

第9条 区長は、個人情報記録事項について、**本人から変更または廃止の申出**があったときは、あらかじめ審議会の意見を聞いてその可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

2 区長は、個人情報記録項目の内容について、**本人から訂正の申出**があったときは、その内容を調査し、その結果を本人に通知するとともに、記録項目の内容に過誤があると認めるときはすみやかにその記録を訂正しなければならない。

3 第8条第2項に定める開示の申出または前2項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を区長に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所

(2) 開示、変更、廃止または訂正を求める事項

(3) 申出の理由

(事務の委託)

第10条 区長は、電算機による処理事務を外部に委託するときは、その委託契約において区民の個人的秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。この場合においては、**あらかじめ委託の内容及び条件について審議会の意見を聞**かなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

※太字は引用者

# 国民総背番号制に反対する意味から外部結合はしない(杉並区答申)<sup>22</sup>

## 「杉並区における個人情報保護に関する答申」(抜粋)

(昭和53年3月1日杉並区個人情報保護対策研究協議会 会長 志村 芳男)

### 1. 総括的意見(2~3頁)

(前略)「国民総背番号制」とは、昭和45年頃、行政管理庁が中心となって国の省庁間で、「事務処理用統一個人コード」の設定について検討されたものに対して、呼称されたものと聞き及んでおります。以来、地方自治体において住民記録の電算化を図る場合、必ず話題となり、この問題に関連しての議論が行われています。しかし昭和52年2月、国会において内閣総理大臣がこの問題に関連して「国民のコンセンサスが得られないので、実施する考えはない」旨の発言を行っております。

私たちは、区において事務処理の効率化と区民サービスの向上に寄与するため、電子計算組織を利用することを否定するものではありません。住民記録の電算化が、直ちに国民総背番号制に結びつくとは考えませんが、反面、絶対につながらないという保障もありません。

このため、**杉並区においては、電子計算組織を利用するにあたって、国あるいは他の地方自治体のシステムとの結合を行うようなことは、絶対に避けなければならないと考えます。**(以下略)

### 2. 諮問についての意見(5頁)

#### 1) 個人情報の保護に対する基本的な考え方について

電子計算組織を利用し、住民基本台帳登載事項を中心に、個人情報の処理を推進するにあたっては

- ① 電子計算組織の利便さのみに目を奪われ、区民の基本的な人権保障に欠けるところがあるてはならない。電子計算組織の利用は、人権保障に視点を置いて管理運営されなければならない。
- ② 個人情報の保護にあたっては、制度的にプライバシーの権利、とりわけ個人的秘密を保護すべく条例を制定してこれに対処する。
- ③ 区民の福祉増進に寄与するように努めるとともに、個人情報の利用の民主的運用を確保する。

なお、**国民総背番号制に反対するという意味からも、諮問の第二で出されている、国や他の地方公共団体との結合はしない、ということの基本にすえる必要があると考えます。**

# 【争点2】要配慮個人情報の規定

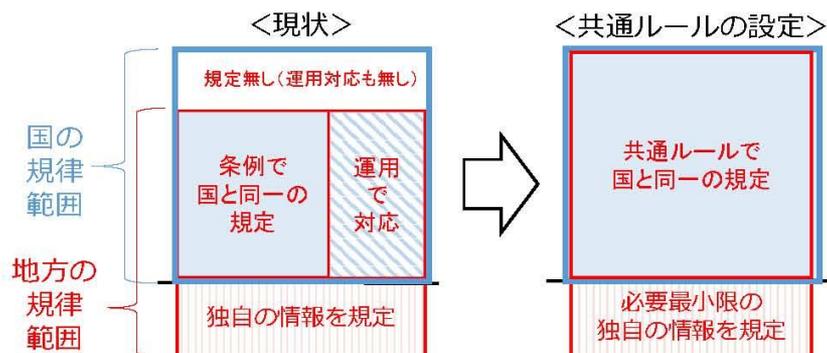
## 個別論点①：要配慮個人情報の定義

2

### <「要配慮個人情報」の位置付け>

- ・ 個情法及び行個法のいずれにも、**不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する個人情報**として「要配慮個人情報」の規定が置かれている。

国の制度	地方公共団体の現状
<p>行個法で要配慮個人情報の対象範囲を以下のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行個法2条4項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人種 ・ 信条 ・ 社会的身分 ・ 病歴 ・ 犯罪歴</li> <li>・ 犯罪被害の事実</li> <li>・ 政令で定める記述等が含まれる個人情報</li> </ul> </li> <li>○行個令4条各号           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の機能の障害 ・ 健康診断等の結果</li> <li>・ 医師等の指導・診療・調剤の事実</li> <li>・ 被疑者等としての刑事事件手続の事実</li> <li>・ 少年の保護事件に関する手続の事実</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くは、行個法の「要配慮個人情報」と<b>同一の範囲を条例で規定し、又は運用上対象として取り扱っている。</b></li> <li>○ 一部に、行個法の「要配慮個人情報」とは<b>異なる範囲を条例で規定する例がある。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行個法が規定する情報を<b>規定していない</b>（運用上も対象としていない）場合</li> <li>・ 行個法が規定していない<b>独自の情報を規定</b>する場合（都道府県の14.1%、市区町村の12.6%で独自の情報を規定）</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;独自に規定する情報の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実 等</li> </ul> </div>



### ■ 検討の方向性

- (1) 共通ルールとして**国と同一の「要配慮個人情報」の定義を導入してはどうか。**
- (2) 「要配慮個人情報」として保護する**必要最小限の独自の情報を追加することは許容できるのではないか。**

# 【争点3】個人情報保護審議会での個別案件の審議

- 各地方公共団体の個人情報保護制度の中で設置されている審議会等の機能については以下のとおり。

## 【審議会等の機能について(複数回答可能)】

### (都道府県)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	40団体	85.1%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	41団体	87.2%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	47団体	100%
その他	17団体	36.2%

### (市区町村)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	741団体	42.6%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	1,270団体	72.9%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	1,570団体	90.2%
その他	91団体	5.2%

#### <「その他」の例>

- ・非識別加工情報の取扱いについて調査審議し、建議すること
- ・事業者の個人情報の取扱いに対する是正勧告等に関する意見具申
- ・情報公開制度に関する重要な事項
- ・公文書開示決定等に対する審査請求
- ・住民基本台帳法の規定により、諮問に応じ調査審議
- ・特定個人情報保護評価に関する調査審議

#### 【個人情報保護制度の見直しに関する検討会

第10回(2020.11.27)資料3

「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査結果(総務省自治行政局)22頁より】

「法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少する。……今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していく」(2020.12「最終報告」40頁)

# 匿名加工情報・非識別加工情報の提供

## ●自治体が、匿名加工情報の提供を行わないことは認められるか(3/17内閣・共産塩川)

(時澤政府参考人) 今回の改正案は、匿名加工情報につきましては、都道府県と指定都市についてはこれはやっていた、それ以外のところにつきましては、義務ではなく任意で提案募集を実施していただく制度設計。

## ●国の匿名加工情報(非識別加工情報)の提供実績(3/24連合審査・共産本村)

(福浦政府参考人) 行政機関個人情報保護法では、行政機関が事業者からの提案を募集して、提案があった場合には、審査を行った上で、一定の個人情報ファイルを構成する保有個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工した行政機関非識別加工情報を作成し、提供する制度が設けられている。独立行政法人等につきましても、同様の制度がある。

令和二年度の提案募集の対象となった個人情報ファイルは、行政機関は306件、独立行政法人等は1735件。当該制度による提案募集は平成29年度から実施をされ、これまでの実績は、独立行政法人住宅金融支援機構が提供を行った一件。提供先は、住信SBIネット銀行。独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数は約百十八万人。非識別加工を行った個人情報ファイルの名称は、個人融資マスターデータファイル。

提供された非識別加工情報には、ID、住宅取得以外の借入残高、自己資金、融資申込金額、融資申込金額のうちボーナス返済分、融資種別、返済期間、職業、業種、就業時年齢、申込み本人前年年収、収入合算者の前年年収、性別、申込み時の年齢、家族構成、現住居形態、同居家族人数、現住所郵便番号、購入物件郵便番号、住宅床面積、土地取得費、建物購入価格、勤続年数が含まれている。

これらのデータについては、特定の個人が識別できないように加工している。

利用目的は、幅広い客層に安価で優良な住宅ローンを提供するために、AI審査モデルの構築に活用したということでございます。独立行政法人住宅金融支援機構自身が非識別加工を行った。手数料については、契約当事者間の、特にその事業活動に関わるもので、秘密事項ということの整理で当委員会では承知をいたしておりません。

※4/14参院本会議の共産・田村質問で、防衛省が昨年12月に利活用の提案を募集した個人情報ファイルの中に、横田基地夜間差止等請求事件ファイル(訴訟原告名簿)など裁判関係の15本の個人情報ファイルがあることを指摘。4/20参院内閣委では全国86の国立大学法人のうち、49が受験生の入試の点数や内申点などの情報を、30が授業料免除に関する情報を提供対象にしていたことを指摘。

# ※「非識別加工情報」の提供とは

## 3. 非識別加工情報の利用に関する提案から非識別加工情報の提供までの主な流れ

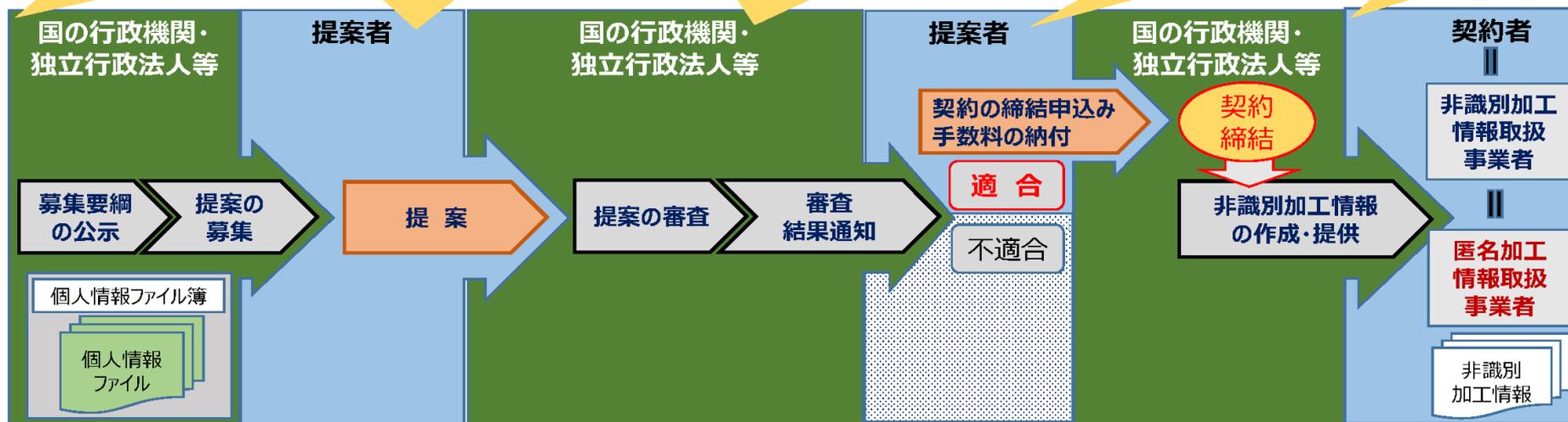
- ・毎年度1回以上、30日以上期間を定めて、提案の募集を行います。
- ・提案の募集前に、国の行政機関・独立行政法人等のウェブ等で募集要綱を公示します。
- ・提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手できます。

- ・非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人問わず、提案できます。
- ・未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから2年を経過しない者等の一定の欠格事由に該当する者は提案できません。
- ・提案前に相談もできます。

- ・①欠格事由の該当の有無
- ②一定の加工基準に合致
- ③事業が新産業の創出等に資すること
- ④漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等、審査基準に適合しているかどうかを審査します。
- ・審査結果は個別に通知します。

- ・審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封します。
- ・手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入・提出することにより契約することができます。

- ・契約の締結後、国の行政機関・独立行政法人等が非識別加工情報を作成・提供します。
- ・利用目的の範囲で事業の用に供することができます。



「国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度のあらまし」（個人情報保護委員会）より

- ※「匿名加工情報」は2015年個人情報保護法改正で新設され、個人情報として扱わない。
- 「非識別加工情報」は2016年に行政機関・独立行政法人保護法改正で新設され、個人情報として扱う。
- 改正後は匿名加工情報に統一され、個人情報ではなくなる

# 国基準化に従わない場合は、是正要求等で従わせる 27

## 地方公共団体の条例による独自の保護措置を必要最小限に留めるための手法 3

手法	具体的内容	期待される効果
(1) 法律による規律の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、法律で全国的な共通ルールを規定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体間の規律の相違が解消される。</li> </ul>
(2) ガイドライン等に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省庁は、その所管する事務に係る個人情報の取扱いのうち、全国統一的な運用が求められるものについて、ガイドライン等で考え方を提示する。</li> <li>地方公共団体は、ガイドライン等に従って運用を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の保護措置は法律の趣旨に沿ったものに収められる。</li> </ul>
(3) 個人情報保護委員会への事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができる。</li> <li>個人情報保護委員会は、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の規定内容の妥当性の確保が図られる。</li> </ul>
(4) 個人情報保護委員会への届出制の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の保護措置を条例で規定した地方公共団体は、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出る義務を負う。</li> <li>個人情報保護委員会は、必要に応じて、指導・助言・勧告等の監督を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護委員会の下で条例の内容が一元的に把握され、条例の規定内容の是正の端緒となる。</li> <li>届出内容が公表されることにより、条例の一覧性が高まり、関係者の利便性の向上につながる。</li> </ul>
(5) 是正の要求等の国の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる。</li> <li>地方公共団体は、是正のための必要な措置を講じる義務を負う。</li> <li>是正に関する争いは、国地方係争処理委員会、さらには裁判所によって判断される。</li> </ul>	

# 個人情報保護条例国基準化(整備法51条)と独自規定

● 条例の上乗せ横出しの独自規定はどこまで「認められる」か(3/19内閣・立憲森田)

(平井) 現行の地方公共団体の条例の規定は、**基本的には改正法の施行までに一旦リセットしていただく**ことになり、独自の保護措置として存置する規定等については改めて規定していただくことになる。

(時澤政府参考人) 法律案の中におきまして、具体的に**明文の規定で条例の中で取り込むことができるものは**…例えば、条例要配慮個人情報の内容…、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係るもの…本人開示等請求における不開示情報の範囲…本人開示等請求における手数料…本人開示請求の手續、審議会等への諮問、これは既に法律の中で、条例で定めるということができる。

そのほか**明文の規定はないが**、例えば、法の実施のための細則…団体内部の手續…法的効力を伴わない理念的事項…個人保護以外の観点から定められる事項、こういったものにつきましては、条例で定めることができる。

**自己情報コントロール権等**につきましては、それが具体的な法的効力を伴わない理念的な事項であれば、それは規定を置くことができる

**死者の情報**につきましては、…遺族感情の尊重の観点から、個人情報とは別の観点から条例で定めるというのはできる。

**オンライン結合制限**につきましては、これは全体的に、オンライン、オフラインを問わず安全配慮をしますので、オンラインにつきましては今回規定を設けておりません。ということは、オンラインにつきましては**全て、オンライン結合制限というものは、条例で上乗せはできない**と整理をしている。

● 改正の目的は、保護と利活用の適正なバランスの実現(3/24連合・立憲松尾)

(富安政府参考人) 今回の法改正につきましては、個人情報保護の全国的な最低水準を画するだけではなくて、**保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定める**ものでございます。

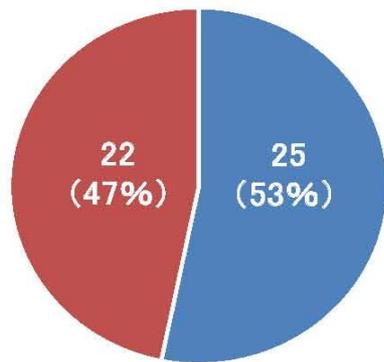
こうした法全体の趣旨に照らしまして、改正後の個人情報保護法においては、条例で独自の保護措置を設けることは、**地方の特性に照らし、特に必要がある場合**に認められるものと考えている」

### ③ 個人情報取扱い

#### 【方向性】

- (1) 「個人情報」の保有制限は、国と同じ規律を導入することで条例で定める要配慮個人情報の保有制限の目的を達成
- (2) 安全確保措置や目的外利用・提供制限は国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、条例で定めるオンライン結合制限の目的を達成
- (3) 目的外利用・提供制限は、国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、適切な事務の遂行を確保

#### 【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

#### 【支障ありの主な理由】

##### ➤ 要配慮個人情報の保有制限

- 要配慮個人情報の保有制限を撤廃すると、県における個人情報の取扱いが後退したと受け取られる懸念がある
- 住民に接する機会の多い地方ではセンシティブ情報に接する機会が多く切実な状況にあり、多くの自治体で取得を一律に禁止している現状を鑑み、国が地方の規律の仕方に合わせることで適正なセンシティブ情報の取扱いに資すると思料

##### ➤ オンライン結合制限、目的外利用・提供制限

- オンライン結合制限は、オンライン結合に係る第三者評価の意味合いがあると考えており、その仕様、条件、安全確保措置の具体的な提示が必要
- 目的外利用・提供は個人の権利利益に大きな影響を及ぼすため、技術的な助言であるガイドラインではなく、法律に明記すべき
- 目的外利用・提供制限について行個法にない地方独自の規定は、新法による取り込みやガイドラインにより地方の独自判断が可能となるよう検討されたい
- ガイドライン等だけでは判断できないことも想定され、その場合には地方公共団体が設置する審議会等が関与できる仕組みが必要と考える

**地方におけるこれまでの個人情報の取扱いとの齟齬や後退が生じる  
ことのないよう、法律による措置やガイドラインの策定、地方の審  
議会の関与を求める意見が多い**

# デジタル社会形成関係法律の整備法律案の衆院付帯決議(個人情報保護関係)<sup>30</sup>

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、**自己に関する情報の取扱いについて自ら決定**できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して**条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重**すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「**相当の理由**」及び「**特別の理由**」の認定を、**厳格に行うこと**とし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、**個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組み**について、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 **個人情報保護委員会による行政機関等の監視**に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、**個人情報保護委員会の体制強化**を図ること。
- 8 **学術研究目的における個人情報の取扱い**については、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

# 個人情報保護委員会の予定(個人情報保護委員会2021.5.19)

## 4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

### ○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

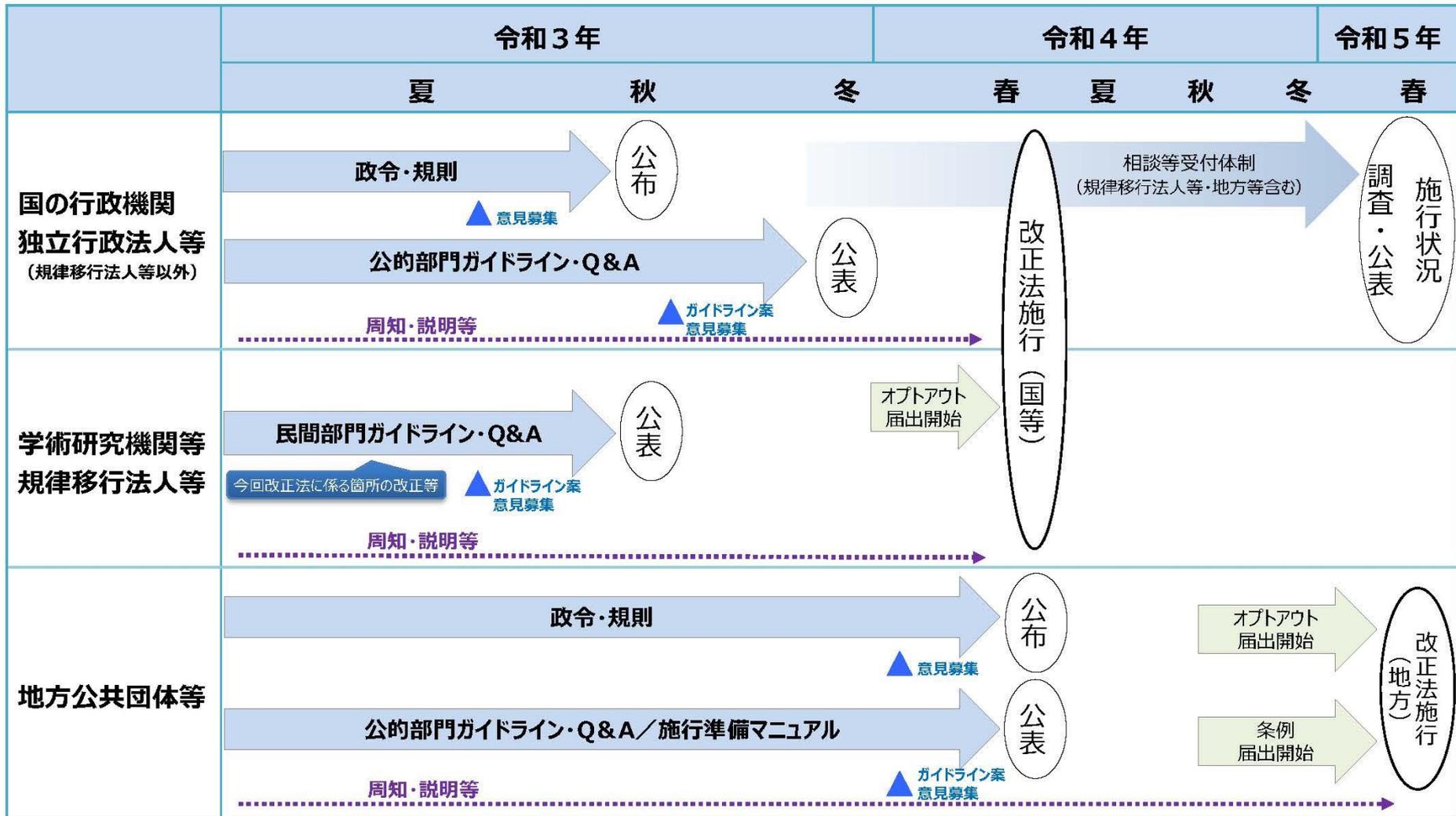
### ○ 改正法や政令等の周知

- 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

### ○ 組織体制の整備

- 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

## 5. 改正法の施行準備スケジュール（案）



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。